

【税・社会保険料額試算の表示】

① 所得税

■ 計算式は以下のとおりです。

$$\text{所得金額（所得税）} = \text{総所得金額(⑥)} - (\text{国民健康保険料(②)} + \text{介護保険料(③)} + \text{後期高齢者医療制度(④)} + \text{所得税基礎控除})$$

※所得金額（所得税）がマイナスになった場合、0円とする

$$\text{所得税} = \text{所得金額（所得税）} \times \text{税率} - \text{控除額}$$

<税率と控除額>

通番	所得金額（所得税）	税率	控除額
1	～1,949,999円	5%	0円
2	1,950,000円～ 3,299,999円	10%	97,500円
3	3,300,000円～ 6,949,999円	20%	427,500円
4	6,950,000円～ 8,999,999円	23%	636,000円
5	9,000,000円～ 17,999,999円	33%	1,536,000円
6	18,000,000円～ 39,999,999円	40%	2,796,000円
7	40,000,000円～	45%	4,796,000円

<所得税基礎控除額>

通番	対象者	控除額
1	総所得金額が 132 万円以下	950,000円
2	総所得金額が 132 万円超～336 万円以下	880,000円
3	総所得金額が 336 万円超～489 万円以下	680,000円
4	総所得金額が 489 万円超～655 万円以下	630,000円

5	総所得金額が 655 万円超～2,350 万円以下	580,000 円
6	総所得金額が 2,350 万円超～2,400 万円以下	480,000 円
7	総所得金額が 2,400 万円超～2,450 万円以下	320,000 円
8	総所得金額が 2,450 万円超～2,500 万円以下	160,000 円
9	総所得金額が 2,500 万円超～	0 円

② 国民健康保険料

■ 計算式は以下のとおりです

<受給開始年齢を 60 歳～64 歳と設定した場合>

国民健康保険料=(1)医療分+(2)支援金分+(3)介護分

<受給開始年齢を 65 歳～74 歳と設定した場合>

国民健康保険料=(1)医療分+(2)支援金分

※受給開始年齢が 75 歳以上の場合、0 円とする。

(1)医療分の算出 ※上限は 66 万円

医療分=均等割+所得割

項目名	金額
均等割	医療分均等割額(47300)×加入者数(単身者前提のため1)
所得割	(総所得金額(⑥)-医療分基礎控除額(430000))×医療分所得割料率(0.0771)

(2)後期高齢者支援金分の算出 ※上限は 26 万円

後期高齢者支援金分=均等割+所得割

項目名	金額
均等割	後期高齢者支援金分均等割額(16800)×被保険者数(単身者前提のため1)
所得割	(総所得金額(⑥)-後期高齢者支援金分基礎控除額(430000))×後期高齢者支援金分所得割料率(0.0269)

(3)介護分の算出 ※上限は 17 万円

介護分=均等割+所得割

項目名	金額
均等割	介護分均等割額(16600)×加入者数(単身者前提のため1)
所得割	(総所得金額(⑥)- 介護分基礎控除額(430000)) × 介護分所得割料率(0.0225)

③ 介護保険料

■ 計算式は以下のとおりです。

<受給開始年齢：65 歳未満>

介護保険料は 0 円となります。

<受給開始年齢：65 歳以上>

対象者	介護保険料 (年額)
総所得金額(⑥)が 125 万円未満	87,120 円
総所得金額(⑥)が 125 万円以上 250 万円未満	95,040 円
総所得金額(⑥)が 250 万円以上 375 万円未満	110,880 円
総所得金額(⑥)が 375 万円以上 500 万円未満	122,760 円
総所得金額(⑥)が 500 万円以上 625 万円未満	146,520 円
総所得金額(⑥)が 625 万円以上 750 万円未満	166,320 円
総所得金額(⑥)が 750 万円以上 1000 万円未満	194,040 円
総所得金額(⑥)が 1000 万円以上 1500 万円未満	229,680 円
総所得金額(⑥)が 1500 万円以上 2500 万円未満	269,280 円
総所得金額(⑥)が 2500 万円以上 3500 万円未満	308,880 円
総所得金額(⑥)が 3500 万円以上	348,480 円

※単身者で年金収入のみの前提で計算しているため、東京都新宿区が定める介護保険料段階の第 1 段階～第 5 段階には対応していません。

④ 後期高齢者医療制度

■ 計算式は以下のとおりです。

<受給開始年齢：75 歳未満>

後期高齢者医療制度の保険料は 0 円となります。

<受給開始年齢：75 歳>

後期高齢者医療制度の保険料 = 均等割 + 所得割

※上限は 80 万円

項目名	条件	金額
均等割	通番 2～4 の条件以外の場合	後期高齢者医療制度保険料均等割額 (47300) × 加入者数(単身者前提のため 1)
	「総所得金額(⑥)- 高齢者 特別控除(150000)」が 43 万 円以下の場合 (7 割軽減)	後期高齢者医療制度保険料均等割額 (47300) × 加入者数(単身者前提のため 1) × 0.3
	「総所得金額(⑥)- 高齢者 特別控除(150000)」が 73.5 万円以下の場合 (5 割軽減)	後期高齢者医療制度保険料均等割額 (47300) × 加入者数(単身者前提のため 1) × 0.5
	「総所得金額(⑥)- 高齢者 特別控除(150000)」が 99.0 万円以下の場合 (2 割軽減)	後期高齢者医療制度保険料均等割額 (47300) × 加入者数(単身者前提のため 1) × 0.8
所得割	通番 6～7 の条件以外の場合	(総所得金額(⑥)- 後期高齢者医療制度 保険料基礎控除(430000)) × 後期高齢者医療制度保険料所得割料 率(0.0967) ※値が 0 未満の場合、0 とする。
	「総所得金額(⑥)- 後期高 齢者医療制度保険料基礎控 除(430000)」が 15 万円以下 (5 割軽減)	(総所得金額(⑥)- 後期高齢者医療制度 保険料基礎控除(430000)) × 後期高齢者医療制度保険料所得割料 率(0.0967) × 0.5 ※値が 0 未満の場合、0 とする。
	「総所得金額(⑥)- 後期高 齢者医療制度保険料基礎控 除(430000)」が 20 万円以下 (2.5 割軽減)	(総所得金額(⑥)- 後期高齢者医療制度 保険料基礎控除(430000)) × 後期高齢者医療制度保険料所得割料 率(0.0949) × 0.75 ※値が 0 未満の場合、0 とする。

⑤ 住民税

■ 計算式は以下のとおりです。

<総所得金額(⑥)が住民税非課税金額(45万円)以下の場合>

住民税は0円となります。

<総所得金額(⑥)が住民税非課税金額(45万円)を超える場合>

所得金額(住民税) = 総所得金額(⑥) - (国民健康保険料(②) + 介護保険料(③)
+ 後期高齢者医療制度(④) + 430000(住民税基礎控除))

住民税 = 所得金額(住民税) × 住民税率(0.1) + 住民税均等割(5000)
- 調整控除額

・ 調整控除額の計算式

所得金額(住民税)	控除額
200万円以下	A、Bのいずれか少ない金額の5% (2500円または所得金額(住民税) × 0.05円) A: 5万円(人的控除額の差の合計額) B: 所得金額(住民税)
200万円超	(5万円(人的控除額の差の合計額) - (所得金額(住民税) - 200万円)) × 0.05 ※値が2500未満の場合、2500とする。

※令和7年度の定額減税は対応しておりません。

詳細に試算をしたい場合には

住民税試算システム (https://jscloud.sunnet.co.jp/shinjuku_R7/)

をご利用ください。

⑥ 総所得金額

■ 計算式は以下のとおりです。

総所得金額=年金額×割合-控除額

受給開始年齢	年金額	割合	控除額
65 歳未満	(年金の合計額が 600,000 円までの場合は総所得金額は 0 円となります。)		
	600,001 円以上 1,300,000 円以下	100%	600,000 円
	1,300,001 円以上 4,100,000 円以下	75%	275,000 円
	4,100,001 円以上 7,700,000 円以下	85%	685,000 円
	7,700,001 円以上 10,000,000 円以下	95%	1,455,000 円
	10,000,001 円以上	100%	1,955,000 円
65 歳以上	(年金の合計額が 1,100,000 円までの場合は総所得金額は 0 円となります。)		
	1,100,001 円以上 3,300,000 円以下	100%	1,100,000 円
	3,300,001 円以上 4,100,000 円以下	75%	275,000 円
	4,100,001 円以上 7,700,000 円以下	85%	685,000 円
	7,700,001 円以上 10,000,000 円以下	95%	1,455,000 円
	10,000,001 円以上	100%	1,955,000 円